

**玄海原子力発電所第3号機及び第4号機
設計及び工事の計画の認可申請(緊急時対策所機能の移行)に係る確認事項(プラント関係)**

No.	対象資料	事実確認事項
1	全般	技術基準8条・9条への適合性について、本申請は既工事計画において確認した適合性に影響を与えないものという理解でよいか。具体的に説明すること。
2	基本設計方針 - 3-g-(1)-12 -	緊急時対策所加圧設備について、緊急時対策所遮へい内の屋内で系統構成が可能な設計という理解でよいか。加圧設備の系統構成について説明すること。また、非常用空気浄化ファン等の緊急時対策棟の2階に設置している設備についても、緊急時対策所遮へい内の1階において遠隔操作が可能な設計という理解でよいか。
3	添付資料4 - 4(3)-2 -	SPDSが使用される条件の下における健全性については、既工認の説明書を引用しているが、具体的に既工認のどの記載を指しているのか。
4	添付資料4 - 4(3)-8 -	サポート系の故障として冷却水を考慮する旨記載されているが、本申請の申請設備の中で冷却水をサポート系としている設備があるのか。
5	添付資料4 - 4(3)-10 -等	風等による影響について浮き上がり又は横滑りしても離れた場所にある同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し損傷させない位置に設置又は保管する旨記載されているが、これは第4保管エリアに保管する緊急時対策所用電源車が該当するという理解でよいか。また、この場合、第4保管エリアに保管する緊急時対策所用電源車が、第6保管エリアに保管する緊急時対策所用電源車だけでなく、他の設備に悪影響を及ぼさないことを説明すること(添付資料2の- 2(3)-2-3-3-も同様)。
6	添付資料4 - 4(3)-10 -等	他の設備への系統的な影響として、弁等の操作によって系統構成を行うことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする旨記載されているが、本申請の申請設備の中で具体的にどの系統が該当するのか(受電系統の切り替えとして遮断器の操作を行うという理解だが、弁は該当するのか)。また、設備兼用時の容量に関する影響について、本申請の申請設備の中で具体的にどの設備が該当するのか。
7	添付資料4 - 4(3)-10 -	本申請では、3/4号非常用母線(クラス1)から緊急時対策所の電源設備(クラス3)に受電する設計となっていることから、異クラス接続の観点で非常所内電源系に悪影響を及ぼさないことを説明すること。
8	添付資料4 - 4(3)-12 -	屋外の重大事故等対処設備について横滑りを含めて荷重を考慮する旨記載されているが、緊急時対策所用発電機車接続盤についても考慮しているのか(可搬型設備に関する記載ではないか)。
9	添付資料4 - 4(3)-12 -	主たる流路について、本申請の申請設備の中で具体的にどの設備が該当するのか。
10	添付資料4 - 4(3)-14 -等	耐圧部について、本申請の申請設備の中で具体的にどの設備が該当するのか。
11	添付資料4 - 4(3)-15 -	想定事故について、具体的に何を指しているのか。
12	添付資料4 - 4(3)-15 -	屋外の天候による影響について、地下エリアは影響を受けるのか。影響を受ける場合は、どのように凍結防止対策及び防水対策を行っているのか説明すること。
13	添付資料4 - 4(3)-18 -	放射線量が高くなるおそれがある設置場所について、屋外の緊急時対策所用発電機車接続盤を想定しているという理解でよいか。また、この場合、放射性物質の放出時には屋外で操作は行わず、放出後一定時間後に操作を行う必要がある際に、追加の遮へいを設置し、対応するという理解でよいか。
14	添付資料4 - 4(3)-19 -	テストラインの設置又は準備が必要な設備について、本申請の申請設備の中で具体的にどの設備が該当するのか。また、悪影響防止の観点から他と区分する必要があるもの又は単体で機能・性能を確認するものは、本申請の申請設備の中で具体的にどの設備が該当するのか。
15	添付資料4 - 4(3)-20 -	操作台を近傍に配置する設備について、本申請の申請設備の中で具体的にどの設備が該当するのか。また、操作場所の近傍等に工具を配置する設備について、本申請の申請設備の中で具体的にどの設備が該当するのか。
16	添付資料4 - 4(3)-21 -	緊急時対策所用発電機車接続盤の操作性について、屋外でケーブルの接続操作を行うことになるが、降雨時の感電防止をはじめ操作性についてどのように配慮しているのか説明すること。
17	添付資料4 - 4(3)-21 -	可搬型重大事故等対処設備の接続性について、本申請の申請設備の中で配管の接続を行う設備があるのか。
18	添付資料4 - 4(3)-22 -	容器については、本申請の申請設備では緊急時対策所加圧設備が該当するという理解だが、高圧ガス保安法に基づく当該設備についても、申請書に記載のとおり、試験・検査を行うという理解でよいか。
19	添付資料4 - 4(3)-22 -	空調ユニットについて、機能維持のためにヒータ等の設備は設置しているのか。設置しているのであれば、当該設備の状態確認についてはどのように管理しているのか説明すること。
20	添付資料4 - 4(3)-22 -	構造物の試験・検査については、緊急時対策所遮へいが対象であり、施工時のコンクリート打設後に主要寸法を確認し、施工後は外観検査で異常がないことを確認するという理解でよいか(施工後も断面寸法が確認可能なか)。
21	添付資料4 - 4(3)-25 -等	緊急時対策所加圧設備については、共用設備ではないのか。記載漏れであれば追加すること。
22	添付資料5 - 5(3)-11 -	本申請の申請設備には放射線分解等によって水素が発生する設備はないという理解でよいか。また、火災防護基準では水素の漏えいを検知した場合に中央制御室に警報を発することを要求しているが、玄海原子力発電所では、当該要求に加え、緊急時対策棟内に火災防護に必要な蓄電池を設置する設計としているため、緊急時対策所にも警報を発する設計としているという理解でよいか。
23	添付資料16 - 16(3)-1 -	常設の非常用発電装置である内燃機関について、本申請の申請設備の中で該当する設備があるのか。
24	添付資料18 - 18(3)-8 -	緊急時対策所加圧設備に設ける安全弁の設計について、参照している規格も含めて説明すること。